

別表

宜野座村健康づくり助成事業

事業名	目的	対象者	実施内容
宜野座村任意予防接種等事業	「予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく予防接種の中で、法律の変更、標準的な接種期間を越えた者への予防接種及び任意予防接種に対し、公費負担を行うことにより、感染症の拡大防止及び接種率の向上を目的とする。	宜野座村在住の住民（各事業の実施要領に掲げるとおり）	任意接種であるインフルエンザ、流行性耳下腺炎、水痘等の予防接種について、公費負担による予防接種を行う。なお、定期予防接種においても標準的な接種期間を超えた者に対しても一部を公費負担により予防接種を行う。
宜野座村海洋療法健康増進費助成事業	かなタラソ沖縄で海洋療法を行う村民に対し、利用料の一部を助成することにより、一層の健康増進に寄与することを目的とする。		助成額は次のとおり。 (1)月会員は、月1,000円とする。 (2)60歳以上の月会員は、月2,000円とする。 (3)月会員以外（ピジター）は、1回あたり500円とする。
宜野座村運動教室事業	村民の健康増進、介護予防や生き甲斐づくりに寄与することを目的とする。		各々の体力及び健康状態を考慮した運動プログラムによる海水運動等を行う。
宜野座村禁煙治療費助成事業	喫煙を、「本人の意思や努力だけでは治すことが困難な病気（ニコチン依存症）」としてとらえニコチン依存性の高い人には専門的な治療が必要との考えから村民の禁煙を支援することで、喫煙からくる疾病等を減らし、村民の健康増進及び医療費の抑制を図ることを目的とする。		村が指定する医療機関が実施する禁煙治療を受診しそのカリキュラムを適正に実行した者について治療費を助成する。
宜野座村健康づくり運動普及推進事業	村民ひとりひとりが生活習慣病の予防を認識し、「自らの健康は自らが守る」という自覚のもと、日常生活の中に運動習慣を取り入れた健康づくりを推進し、もって村民の健康の保持及び増進に資することを目的とする。		目的達成のため中心的に活動する健康づくり運動普及推進員を設置する。推進員に必要な技能、知識習得等の研修会を企画実施し、資質向上を図る。その他目標達成に必要なと思われる資格についても修得費用を助成する。
宜野座村健康づくり支援事業	村民の健康づくりに対する取り組みを支援することにより、健康の保持及び増進に資することを目的とする。		(1)事業内容のアドバイスに関する支援 (2)保健師、管理栄養士等による健康相談及び健康指導、その他村職員の派遣に関する支援 (3)講師の紹介及び依頼に関する支援 (4)その他事業に必要な経費で村長の認めた経費の助成に関する支援
宜野座村わが村健康プロジェクト事業	宜野座村民自ら健康づくりに対する参画意識を引き上げ、健康の保持及び増進に資する為の仕組みを構築することを目的とする。		(1)健康増進イベント（健康チェックなど） (2)区、企業、団体など対抗式を取り入れた仕組みづくり
宜野座村歯科保健事業	村民の歯科疾患を予防するため、歯科保健事業（歯科健診、フッ化物応用法など）を総合的かつ体系的に実施することにより、地域における歯科保健水準の向上を図ることを目的とする。		既存事業にある歯科健診及びむし歯予防教室の歯科保健指導、栄養指導を除く歯科保健事業 ・フッ化物応用法の実施 ・歯科疾患の予防について、村民の意識向上を図るため、講演会又はチラシの配布、広報紙の活用、指導会等を行い広くPRを行う。 ・その他歯科保健向上に必要な事業の実施